

平成31・32年度
小規模修繕等参加資格審査申請書の提出について

1. 対象となる契約 内容が軽易で、履行の確保が容易であると認められる、金額が50万円未満のもの

2. 申請対象者 越前町内に本社・本店を有する法人又は住所を有する個人

3. 資格審査申請の要件

建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わないものとします。

次の事項に掲げる要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項などにより、競争入札への参加を排除されていないこと。
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していること。
- (4) 審査申請の日において納期限の到来している町税を滞納していないこと。
- (5) 申請書記載内容等に故意に虚偽の事項を記載した者。

2. 資格の有効期間 資格適用（予定）日から平成33年4月30日まで

3. 随時受付

受付期間	資格適用（予定）
平成31年 5月1日～ 5月31日	平成31年 8月1日
平成31年 8月1日～ 8月31日	平成31年11月1日
平成31年11月1日～11月30日	平成32年 2月1日
平成32年 2月1日～ 2月28日	平成32年 5月1日
平成32年 5月1日～ 5月31日	平成32年 8月1日
平成32年 8月1日～ 8月31日	平成32年11月1日
平成32年11月1日～11月30日	平成33年 2月1日

（土日・祝日を除く）

4. 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

5. 提出方法 次の書類を持参又は郵送（当日消印有効）

- ・申請で入力した様式を印刷したもの、および「業者カード」Excelデータ（媒体はCD-Rに限る）
- ・その他の添付が求められている書類

6. 提出先及び問合せ先 越前町役場監理課 〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中13-5-1
TEL0778-34-8719（直通）／0778-34-1234（代表）

7. 申請書類様式 ホームページからダウンロードしていただけます。（Excel形式）

8. その他

- ・受付票は発行しません。

受付票が必要な方は、申請者により作成した受付票を持参するか郵送で提出される場合は返信用封筒を同封してください。返信用封筒がない場合は決定通知書と併せて返信します。

- ・不足書類があった場合や申請書に記入漏れがあった場合は、速やかに再提出をお願いします。
- ・競争入札参加資格審査申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。
- ・営業種目によっては、有効期間中に全く入札等が無いこともあります。また、参加希望種目にあがっていても必ず指名されるとは限りません。

申請書類種別表

種別	注意事項
競争入札参加資格審査申請書 (業者カード)	業者カード(小規模修繕等)のことをいう。 ※同データに限り、CD-Rでも提出のこと。
商業登記簿謄本等【法人】又は 運転免許証又は健康保険証の写し【個人】	・写し可。 ・法人の場合、商業登記簿謄本等は提出時以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。
未納のない旨の納税証明書(町税)	・写し可。 ・提出時以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。 ※納期限到来分税額の未納がない証明書(資格審査用)。
登録証明書又は許可証明書の写し	※資格等を必要とする営業の場合に限る。
返信用封筒(長形3号)	・宛名を明記し、82円切手を貼付。 この返信用封筒は、決定通知書返信用です。
A4紙フラットファイル	・色指定なし。 ・表紙と背表紙に商号又は名称を明記し、表番号順に綴ること。

登録できる修繕業種

営業種目表

申請種目には○を記入してください↓

大分類		中分類		取扱商品(業務)例	申請
番号	品目名	番号	品目名		
27	修繕業務	1	大工	大工	<input type="checkbox"/>
		2	左官	モルタル、ブロック、れんが、タイル、石積	<input type="checkbox"/>
		3	屋根板金	屋根、板金、雨樋、外壁	<input type="checkbox"/>
		4	電気	電気配線、電気設備、電気製品	<input type="checkbox"/>
		5	管	ガス設備、上下水道	<input type="checkbox"/>
		6	塗装	塗装	<input type="checkbox"/>
		7	防水	アスファルト、モルタル、シーリング	<input type="checkbox"/>
		8	内装	壁紙、畳、床、カーペット、クロス、間仕切り	<input type="checkbox"/>
		9	造園	植栽、門、柵、塀、ネット、フェンス、遊具、錠鍵	<input type="checkbox"/>
		10	建具	建具、サッシ、シャッター、木製家具、襖、硝子、障子、網戸	<input type="checkbox"/>

※舗装、交通安全施設、土木工事については対象外とします。